

二弁平成28年人第835号  
2016年（平成28年）7月14日

松本少年刑務所  
所 長 殿

第二東京弁護士会  
会 長 早稲田 祐美子

### 勸 告 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人Y氏からの人権救済申立事件について、貴所に対し、下記のとおり勧告します。

### 勸 告 の 趣 旨

貴所に対し、被収容者の弁解を聴取しないまま懲罰を科すことのないように勧告する。

### 勸 告 の 理 由

#### 1 認定した事実の概要

- (1) 申立人は、平成25年に、A刑務所から相手方に移送された際、相手方は、申立人には、不安障害・易刺激性があり、容易にヒステリー発作等があるという医療上の情報を引継いだ。
- (2) 申立人は、相手方に移送された後、平成26年8月19日までの1年半ほどの間に、合計6回、突然倒れる、起床後も体を起こさない、前触れなく動きを止め固まってしまう等の発作と思われる動静があった。
- (3) 申立人は、平成26年7月30日に、懲罰の対象となった。
- (4) 平成26年8月18日午後6時30分頃、相手方職員は申立人に対し、翌19日に懲罰審査会が開催される旨を告知し、懲罰の原因となる事実の要旨を通知する通知書を申立人に提示した。申立人は、本件通知書の受領を拒否し、本

件通知書受領の署名及び捺印をしなかった。

(5) 平成26年8月19日

ア 午前6時40分頃

相手方の居室棟の夜間担当者が、申立人が居室内の中央で、目を開けて安座し、うなだれるように頭を前方に傾け、問い掛けに返答しない状態で動かなくなっている旨を認知した。

イ 午前8時40分頃

補佐人である統括矯正処遇官（教育担当）が、上記アのとおり状態である申立人に対し容疑事実の要旨を告知し、懲罰審査会に出席しないのであれば弁解書を提出するか、又は、弁解録取書を作成するので、弁解の要旨を述べるように説明した。申立人は、依然として上記アの状態であり回答しなかった。

ウ 午前10時40分頃

申立人は、医務課准看護師の問い掛けに応答するようになり、行動がやや遅いものの指示に従うことができるようになった。なお、同日特段の医療的処置は実施されていない。

エ 午前11時頃から同時30分頃

同時間帯に、懲罰審査会が開催され、補佐する職員が申立人の立場に立って意見を述べた。

申立人は、懲罰審査会に出席せず、また、申立人の弁解書は、懲罰委員会に提出されなかった。

## 2 判断

刑事施設は、被収容者に懲罰を科そうとする場合には、その被収容者に対して、3人以上の職員からなる懲罰審査会において弁解をする機会を与えなければならないとされている（刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律（以下「法」という。）155条1項、被収容者の懲罰に関する訓令（平成19年矯成訓第3551号）第9条）。これは、刑事収容施設における懲罰は、憲法31条に規定される適正手続の保障が直接及ぶものではないものの、被収容者に対する制裁としての不利益処分であって、その権利利益に重大な影響を与えるものであることから、憲法31条の趣旨に準じて、法律上、適正手続が保障されているものであり、被収容者に対する告知聴聞の機会と、これを補佐する者に関する制度を設けることによって、被収容者の人権が不当に侵害されることがないように手続的な保障を定めたものといえる。

それゆえ、申立人について弁解の機会が付与されずに懲罰が科されたとすれば重

大な人権侵害にあたり得るものとする。

もっとも、申立人が弁解の機会を自ら放棄したと評価できる場合には、弁解の機会なく懲罰が科せられたとしても、人権侵害とは認められないものとするが、認定事実によれば、申立人が弁解の機会を放棄したとは評価することはできない。

よって、相手方が、申立人が疾病により発作を起こしているにもかかわらず懲罰審査会が開催し、申立人不在のまま、懲罰事実についての申立人の弁解を聴取せず、懲罰を科すこととした点については、法155条に反し、申立人の告知聴聞の機会を奪う人権侵害であるから、勧告措置が相当であると思料する。

以 上